福岡市旅館業営業施設特例基準要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、福岡市旅館業法施行細則（昭和 47 年規則第 72 号。以下「規則」という。）第９条第２項の規定による緩和後の構造設備の基準及び第 11 条の２第２項の規定による緩和後の営業施設について講ずべき措置の基準について定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の定義は、条例で定めるところによる。

（構造設備の基準の特例）

第３条　規則第９条第２項の規定による緩和後の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　営業者が、旅館・ホテル営業施設、簡易宿所営業施設、又は下宿営業施設において、共同用の浴室を水着等を着用した者に入浴させる場合であって、水着等の常時着用を入浴者に義務付け、当該浴室内に洗い場又はシャワーを設けないなど善良の風俗を害するおそれがないときは、当該浴室に係る基準については、別表第１の左欄に掲げる基準については、それぞれ同表の右欄に掲げる基準とすることができる。

(2)　営業者が、旅館・ホテル営業施設、簡易宿所営業施設、又は下宿営業施設において、客室に付属している浴室を水着等を着用した者に入浴させる場合であって、水着等の常時着用を入浴者に義務付け、当該浴室内に洗い場又はシャワーを設けないなど善良の風俗を害するおそれがないときは、当該浴室に係る基準については、別表第２の左欄に掲げる基準については、同表の右欄に掲げる基準とすることができる。

（営業施設について講ずべき措置の基準の特例）

第４条　規則第 11 条の２第２項の規定による緩和後の営業施設について講ずべき措置の基準は、次のとおりとする。

(1)　営業者が、旅館・ホテル営業施設、簡易宿所営業施設、又は下宿営業施設において、共同用の浴室を家族等の一の団体の入浴者に占有させて利用させる場合は、別表第３の左欄に掲げる基準については、同表の右欄に掲げる基準とすることができる。

(2)　営業者が、旅館・ホテル営業施設、簡易宿所営業施設、又は下宿営業施設において、共同用の浴室を水着等を着用した男女に混浴させる場合であって、水着等の常時着用を入浴者に義務付け、当該浴室の内部を営業施設の通路等から常に見通せる構造及び配置とし、当該浴室内に洗い場又はシャワーを設けないなど善良の風俗を害するおそれがないときは、別表第４の左欄に掲げる基準については、同表の右欄に掲げる基準とすることができる。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１

基準	緩和後の基準
浴室(脱衣室及び脱衣場を含む。)の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造でないこと。 【条例第３条第３号ア、条例第４条第１号の規定により適用される第３条第３号ア又は条例第５条第１号の規定により適用される第３条第３号ア】	脱衣室及び脱衣場の内部が当該脱衣室及び脱衣場の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造でないこと。
適当な広さを有する脱衣室が付設されていること。 【条例第３条第３号ウ、条例第４条第１号の規定により適用される第３条第３号ウ又は条例第５条第１号の規定により適用される第３条第３号ウ】	旅館業の営業の施設内には、適当な広さを有する脱衣室を設けること。

別表第２

基準	緩和後の基準
浴室(脱衣室及び脱衣場を含む。)の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造でないこと。 【条例第３条第４号ア（同条第３号アに係る部分に限る。)、条例第４条第１号の規定により適用される第３条第４号ア（同条第３号アに係る部分に限る。）又は条例第５条第１号の規定により適用される第３条第４号ア（同条第３号アに係る部分に限る。)】	脱衣室及び脱衣場の内部が当該脱衣室及び脱衣場の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造でないこと。

別表第３

基準	緩和後の基準
7 歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、客室の浴室を除く。 【条例第８条第６号テ】	－※

※適用除外とする。

別表第４

基準	緩和後の基準
7 歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、客室の浴室を除く。 【条例第８条第６号テ】	－※

※適用除外とする。